

杉戸町立小・中学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画



杉戸町マスコットキャラクター「すぎびよん」

令和8年4月

杉戸町教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	2
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	5

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

近年の学校を取り巻く環境は、その複雑性と多様性を増し、個別最適化された指導や地域連携への対応など、学校が担うべき役割は拡大の一途を辿っています。

こうした状況に対し、国においては「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定するとともに、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下「給特法」という）の改正を行いました。

また、埼玉県教育委員会においても、令和元年9月に「学校における働き方改革基本方針」を策定し、教職員の多忙化解消・負担軽減に向けた取組を開始しました。埼玉県教育委員会は国及び県の実態を踏まえながら、令和4年、令和7年に同基本方針を改訂しております。特に、令和7年の改訂において、働き方改革の目的を「働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現する」と明確に位置付け、子供たちのための働き方改革であることを改めて示しました。

本町においても、教職員の在校等時間が長期化する傾向があり、その結果、「教材研究や授業準備に集中できる時間の不足」「子供とじっくり向き合う時間の減少」「自ら専門性を高めるための時間の確保の困難さ」、そして、「教職員の心身の健康維持増進への懸念」といった深刻な課題が顕在化しています。

この緊急性の高い課題に対応するため、「給特法」の趣旨に基づき、文部科学大臣が定める指針に即し、教職員の業務量の適切な管理と、健康及び福祉の確保を図るために、本町の「学校における働き方改革基本方針」を全面改訂し、「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定することとなりました。

本計画の実施は、教職員の多忙化を解消し、本町の教育行政重点施策の基本理念である「夢を抱き 未来を生き抜く 杉の子教育」の基盤となるものです。教職員が「元気で生き生きと、子供たちの指導に専念できるゆとり」を確保することで、教育の本質である質の高い学習指導・生徒指導の実現、そして、本町の未来を担う子供たちの健やかな成長につなげていきます。

(2) 本町の現状

本町では令和元年より、所管に属する学校の教育職員の働き方改革を推進するために、『学校における働き方改革基本方針』を策定し、実施することで、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

こうした取組の結果、本町における令和6年度の教育職員の時間外在校等時間の状況は以下のとおりでした。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	月平均	月30時間を上回る教職員の割合	月45時間を上回る教職員の割合	年360時間を超える教職員の割合
小学校	24.4時間	27.4%	1.7%	27.4%
中学校	25.3時間	33.8%	5.2%	32.5%

- ・時間外在校等時間が45時間を超える割合が小学校で1.7%、中学校で5.2%と低い傾向にありますが、0%には至っていません。
- ・年間の在校等時間が360時間を超える割合は約3割となっています。
- ・国が目標としている、月平均30時間を超える割合も約3割となっています。
- ・時間外在校等時間が多い教職員と少ない教職員の差があり、時間外在校等時間が多い職員が固定化している傾向も見えます。また、学校間でも差があります。
- ・令和6年度の「在校等時間調査」を見てみると、時間外在校等時間が長い職種は主に教諭であり、その要因として、「生徒指導」や「成績処理」、「授業準備」等が挙げられます。

また、本町では、毎年、全教職員(県費負担教職員を対象)にストレスチェックを実施しています。

令和6年度における総合健康リスク及び高ストレス者の状況については以下のとおりです。

総合健康リスク	74.2%
高ストレス者	10.2%

※総合健康リスク：全国平均を100とした場合の、当該項目のストレス度合いを百分率で表した数値。高いほどストレスが高い。

※高ストレス者：ストレスチェックを実施した市内の教職員のうち、高ストレス者となった人数の割合。

※システム上、学校種ごとの割合を示すことはできません。

- ・総合健康リスクは全国平均である100%よりも25%以上低いため、ストレスによる健康リスクは4分の1ほど少ない状態です。
- ・高ストレス者の割合が10.2%いるため、限りなく0%に近づくよう、引き続き業務改善を行う必要があります。

さらに、本町における年間(令和6年1月1日から令和6年12月31日まで)の年次有給休暇の平均取得日数は以下のとおりです。

小学校	14.8日
中学校	12.7日

こうした現状から、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要です。こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定していきます。

(3) 「学校における働き方改革基本方針」の評価・検証

- ・基本方針に基づき、取組を推進した結果、一定の成果は上げているものの、目標達成には至っていません。

- ・杉戸町立小・中学校における働き方改革推進委員会（各校の教頭で構成）において、「一定の成果や改善が見られる」「課題が残る」とされた項目は以下のようになります。

【一定の成果や改善が見られる】

- ・朝の業務や会議等の時間確保がしやすくなり、校内業務の見通しが立てやすくなった。
- ・定例集金の回数削減により、一定の事務作業時間が削減できた。
- ・教科担任制については、限られた時間の中での教材研究の質を高めることにつながった。家庭と連携する際にも、教科ごとに専門的な説明が可能となった。授業準備・教材研究・評価を分担でき、授業や成績処理等の業務負担が軽減された。複数の教員が児童に関わることで、生徒指導や学級経営の視点が広がった。
- ・学年の空き時間を合わせる、放課後の会議・研修の時間を計画的に実施する等で、学年会・授業準備の時間を確保することができた。教員同士の情報共有や研修的な学び合いが自然に生まれた。
- ・校内内部サイトをわかりやすく整理した。校務DXを推進し業務の効率化を図ることができた。
- ・既存の働き方を改革する視点と共に、新たな働き方を創造するという発想が職員に根付きつつある。

【課題が残る】

- ・時間割調整や教員の移動により、朝の業務や行事運営に工夫が必要な場面がある。
- ・教科担任制においては、教科間で評価や指導の進め方に差が出ないように、共通理解が必要である。生徒指導等において、情報共有の徹底がより求められる。
- ・校務分掌や会議・打合せの在り方を含め学校全体としての運用改善が継続的に必要。
- ・校納金の口座振替に伴う担当職員の負担増加等の課題が想定される。
- ・授業改善に向けた教材研究等の時間をさらに捻出し、位置づけ（習慣化）を工夫するなど、全職員の業務意識のさらなる向上と共通実践が必要である。
- ・経験年数の少ない若手教員や空き時間の少ない低学年の教員を中心に、時間外在校等時間が長くなっている傾向がある。
- ・職員会議の内容の精選、職員会議と打合せの持ち方について課題が残る。
- ・全員研修や新たな取組を継続するにあたり、内容の精選と優先順位を明確にし、過度な負担とならないよう工夫していくことが求められる。
- ・定時退勤ウィーク、ふれあいデーについて全職員の定時退勤は徹底できていない。

2 目標

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおりです。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間を超える教職員の割合を0%にする。
- ・1年間時間外在校等時間360時間を超える教職員の割合を0%にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。
- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下にする、
- ・ストレスチェックにおける健康リスクの値について80%以下を継続する。
- ・各種制度等を周知し、休暇・休業等を取得しやすい環境作りを行う。

3 計画の期間

令和8年4月1日～令和12年3月31日

※令和8年度から令和11年度

※進捗状況に応じて、計画内容については毎年度、見直しをしていきます。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

令和7年9月26日付、7文科初第1404号で文科省より通知のあった「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について(通知)」において、今日の学校や教師を取り巻く状況、教師の負担・働きがいの観点を踏まえて【学校と教師の業務の3分類】(以下「3分類」とする)について示されました。

学校と教師の業務の3分類

別添4

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、**サービス監督教育委員会**は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「**業務量管理・健康確保措置実施計画**」に反映。
- 学校は、**学校運営協議会**等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、**地域・学校ごとの議論**を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画



まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

【出典：文部科学省 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について（通知）」より】

○本町では、3分類を踏まえ本計画期間中の重点事項として以下の内容に取り組みます。

※★は令和8年度の重点として実施 ※【 】内は実施主体

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

★登下校時の通学路における日常的な見守り活動等【3分類①関係】

- ・【町】ホッとハウスの更新作業を行い、280件以上の登録を目指す。
(現在278件)
- ・【学校】各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
- ・【学校】学校運営協議会や学校応援団などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

○学校徴収金の徴収・管理【3分類③関係】

- ・【町】町教育総務課学校給食センターに移管した各学校の学校給食費徴収事務が円滑に進むよう、引き続き学校との連携を密にする。
- ・【学校】用務の適正化・効率化を図るため、現金での取り扱いが必要最小限になるよう取り組む。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計等への回答【3分類⑥関係】

- ・【町】 web システム等を活用して、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・【町】 勤務整理簿を電子化し、保管・管理のしやすいように環境を整える。

○部活動の地域展開【3分類⑬関係】

- ・【町】 国や県、他市町の動向を調査しつつ、町の実情に合わせた部活動の実施方法を模索し、今度の部活動の在り方について検討を進める。
- ・【学校】 引き続き、部活動の活動時間等の適正化を図る。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

★授業準備【3分類⑮関係】

- ・【町】 インクルーシブな教育支援体制の構築を実現し、児童生徒に個別最適な支援を届けるため、通級設置校において、個に応じた支援プランの作成や授業案作成の一助となる教育ソフトの試験導入を実施し、令和9年度より本格導入を目指す。
- ・【学校】 教育ソフトを適切に活用し、支援プラン等の作成に係る時間を短縮するとともに、支援が必要な子への体制を整えていく。

○学習評価や成績処理【3分類⑯関係】

- ・【町】 校務支援システムの機能やデジタル採点システム等を活用することによって、採点業務や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

★支援が必要な児童生徒・家庭への対応【3分類⑰関係】

- ・【町】 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員等への相談体制を確立し、専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・【町】 ほっとルーム、Aルームを開設するとともに、教員免許を持った、町会計年度任用職員が児童生徒への支援を行える体制を整える。
- ・【町】 教育支援員・学習指導員等を各校へ配置し、教職員と連携した効果的な活用を推進していく。
- ・【学校】 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を図り、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

(2) 目標達成に向けた関連する主な取組

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。また、教職員の健康及び福祉を確保するため、以下の内容に取り組みます。

① 教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

- 【町】 町教育委員会が独自に行っている年次研修に関して、2年次は削減、5年次は町教育委員会・東部教育事務所教育支援担当・学力向上推進担当学校訪問及び、町教育委員会によるプロジェクト訪問、プロジェクト公開授業の研究授業と兼ねられるように実施する。

- 【町】町教育委員会・東部教育事務所教育支援担当・学力向上推進担当学校訪問の運営方法を簡略化する。
 - ・公開授業指導案の簡略化
 - ・公開授業に対する分科会廃止。全体会の充実。
 - ・過度な応対や接待は必要ない旨や訪問の際の資料等の簡略化
- 【町】町教育委員会が主催する研修会等について、精選するとともに、目的と時間を明確にして実施する。
- 【町・学校】町教育委員会と、町教育研究会が行う研修等で、協賛できるものを検討し、改善する。
- 【町】県内の市町村教育委員会や学校、他都道府県における先行事例等を紹介するとともに、進路指導における負担軽減に向けた検討を行うなど学校の業務の効率化を推進する。

② 教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立

- 【町】週休日の振替等、週休日の適切な実施に向け、校長会等で周知する。
- 【町・学校】「ふれあいデー」を毎月21日前後で設定する。また、年に1回以上、定時退勤ウィークを設定する。
- 【町・学校】児童生徒と向き合う時間を確保し、業務の効率化を推進する。
- 【町・学校】職場の心理的安全性の確保、働きやすい職場環境の確立、教職員の働きがいが高められるよう、管理職のマネジメント力向上を図る。
- 【町・学校】教職員に対して「休暇案内」や「子育て応援ハンドブック」等を配布し、説明することにより、制度等の一層の理解を深める。
- 【町・学校】職場全体における育児や介護、傷病の支援に係る意識啓発を促し、働きやすい職場環境づくりを目指す。
- 【町】教職員を対象とした、ストレスチェックを実施し、教職員自身によるストレスへのセルフケアと、職場環境の改善へとつなげる。
- 【町・学校】ストレスチェック集団分析を活用し、教職員の健康管理に努める。

③ 教職員の健康を意識した働き方の推進

- 【町】学校に対し、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生管理体制を整備するよう働きかける。
- 【町・学校】教職員の健康管理推進のため、ICカードによる客観的な方法で在校等時間を確実に把握する。
- 【町・学校】各校で「働き方改革推進委員会」を実施し、町内小・中学校で取組事例を共有する。
- 【町】校長会議等で、先行事例の紹介を行い、各校の働き方改革を普及する。

④ 保護者や地域の理解と連携の促進

- 【町・学校】「学校閉庁日」を毎年8月12～16日に設定する。
- 【町・学校】町教育委員会作成のリーフレットを活用し、町や学校の取組について

て、保護者や地域の理解促進を図る。

- 【町・学校】「ふれあいデー」、「学校閉庁日」、「定時退勤ウィーク」等に関する趣旨を教職員、保護者、地域に周知するとともに丁寧な説明を行う。また、実施状況を適切に把握し、適正に実施するよう引き続き働き掛ける。
- 【町・学校】生徒及び教職員の心身のバランスの取れた生活を推進するため、生徒及び保護者に「部活動方針」の意義について丁寧に説明を行うよう働き掛ける。
- 【町】18:00から7:30までは留守番電話を導入する。
- 【町・学校】「地域とともにある学校づくり」への転換を図るため、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を実施し、保護者・地域の人材を活用する。

5 今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、杉戸町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告します。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、各校で導入している出退勤管理システムで把握し、ワーク・ライフ・バランス等の目標については、ストレスチェックの結果及び、毎年実施している「教職員の年次休暇の使用状況等調査について」において把握します。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施するようにします。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。
- ・公立幼稚園に向けても、子育て支援課と連携し、可能な限り、業務の改善について検討していきます。

6 その他

(1) 在校等時間の考え方について

在校等時間とは、文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」に基づくものです。

在校等時間＝①在校時間－②校内の自己研鑽等の時間＋③校外の研修や子供引率等の時間－休憩時間

①学校に出勤で到着した時間から、帰宅のために学校を出る時間までの時間。

②所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間やその他業務外の時間。自己申告に基づき除く。

③校外での勤務について、職務として行う研修への参加の時間や子供の引率等の職務に従事している時間。時間外勤務の命令に基づくもの以外も含める。

*行政職員等については、「36協定」を締結する。締結している中で、働き方改革推進法に定める時間外労働の規制及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」等の上限規制が適用される。

*自宅等に持ち帰って業務を行った時間については、「在校等時間」に含まれない。

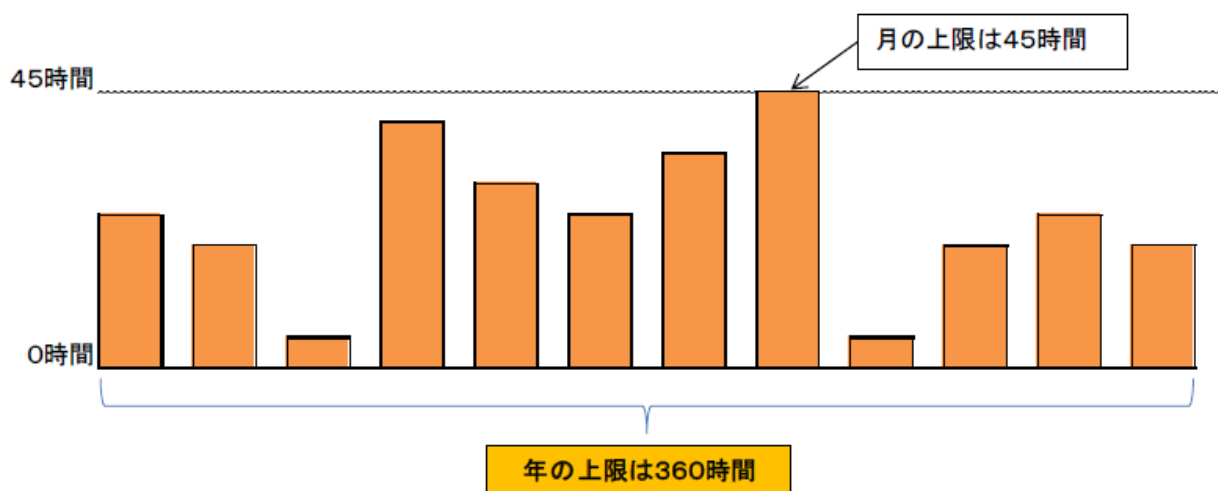
*週休日や休日の業務も、校務として行っている勤務時間については、「在校等時間」に含まれる。

◇教員の在校等時間の超過勤務の上限を「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（文部科学省）」で規定する以下のとおりとします。

○原則、以下のア及びイを満たすものとします。

ア 1か月の超過勤務が45時間以内

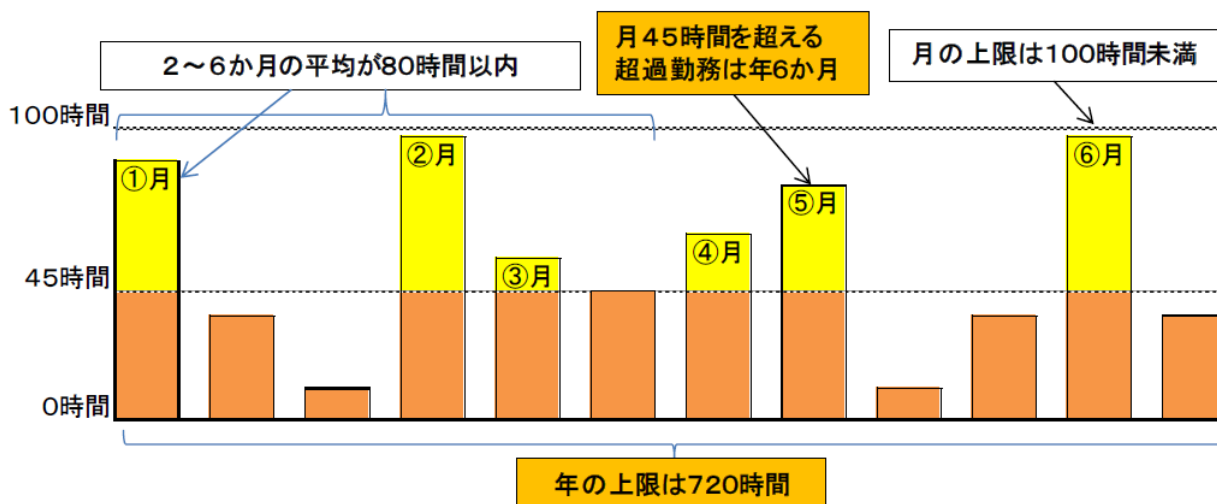
イ 1年間の超過勤務が360時間以内



○特例的な扱い

子供に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、以下のア及びイを満たすものとします。

- ア 1年間の超過勤務が720時間以内
- イ ① 1か月の超過勤務が100時間未満
 - ② 連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、各月の超過勤務の1か月当たりの平均が80時間以内
 - ③ 1か月の超過勤務が45時間を超える月が6か月まで



ここでいう在校等時間の超過勤務とは、在校等時間から正規の勤務時間を減じた時間とします。

杉戸町教育委員会 学校教育課

〒345-8502

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地二丁目9番29号

電話 0480-33-1111 (代表)

E-mail gakkoyoiku@town.sugito.lg.jp